

令和3年3月25日開催

新庄市農業委員会第10回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和3年3月）議事録

1. 開催日時 令和3年3月25日（木）午前10時
2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（18名）

1番 浅沼 玲子	3番 清水 哲夫
4番 間 真一	5番 田宮 成彦
6番 丹 茂	7番 星川 豊
8番 五十嵐 成生	9番 佐藤 啓右
10番 齋藤 謙二	11番 指村 貞芳
12番 三原 康志	13番 高山 光弥
14番 森 良一	15番 星川 吉和
16番 下山 秀一	17番 星川 秀男
18番 佐藤 喜代志	19番 早坂 浩樹
4. 欠席した委員（1名）

2番 笹 行也

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第 32 号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 33 号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 34 号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 35 号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について
日程第 6 議案第 36 号 農用地利用集積計画について
日程第 7 議案第 37 号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第 8 議案第 38 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて
日程第 9 報告第 22 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 10 報告第 23 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 出席した事務局職員

事務局長	津藤 隆浩	主 査	早坂 和弥
主 任	三宅 大輔	主 事	長南 友紀

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和2年度新庄市農業委員会第10回総会を開催いたします。総会に入る前に事務局より出席の確認をお願いいたします。

○事務局長

現在の出席委員は18名です。欠席通告者は2番の笹行也委員の1名です。従いまして、現に在任する委員の出席数が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第10回総会が成立していることを報告いたします。

では会長、議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例によりまして議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に9番佐藤啓右委員と15番星川吉和委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の三宅大輔君と長南友紀君をご指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第32号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第32号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご提案申し上げます。賃借権設定が6件、所有権移転4件、使用貸借権設定1件の計11件ございます。

(議案書を基に、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果についてをご報告お願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○17番

新庄地区1番につきまして、3月16日に双方に確認いたしました。〇〇さんは△△さんの田んぼの隣接したところを耕作しており、単価の方も近隣の単価に準ずると思います。よって問題無いと判断いたしました。宜しく申し上げます。

○議長

それでは、新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○17番

新庄地区2番。3月16日に双方確認いたしました。〇〇さんは△△さんの田んぼの隣を耕作しており、単価の方も近隣のものに準ずると判断いたしました。よって問題無しと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

それでは、新庄地区3番について調査報告をお願いいたします。

○8番

新庄地区3番につきまして、3月21日に双方確認いたしました。〇〇さんと△△さんは親戚関係で、集積から3条への切り替えという設定という事で、新規設定となっております。単価の方も双方合意しており、問題無いと判断しましたので、宜しくお願いいたします。

○議長

それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いいたします。

○4番

稲舟1番につきまして、3月16日に確認いたしました。こちらは同一世帯の親子関係であり、贈与という事で問題無いと判断いたしました。宜しくお願いいたします。

○議長

それでは、稲舟地区2番について調査報告をお願いいたします。

○4番

稲舟2番につきまして、3月16日に確認いたしました。〇〇さんと△△さんは知り合い、同級生であります。〇〇さんは住まいの方は仁間なんですが、鳥越地内の多くの耕作地を所有しており、単価の方も双方合意という事で問題無いと判断いたしました。宜しくお願いいたします。

○議長

それでは、稲舟地区3番について調査報告をお願いいたします。

○13番

稲舟3番につきまして、3月20日双方確認取りました。同一世帯、親子関係でもあり、息子さんも新規就農者として頑張っているのです、問題無いと思っておりますので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、稲舟地区4番について調査報告をお願いいたします。

○13番

稲舟4番につきまして、3月20日双方確認取りました。こちらも同一世帯、親子関係で、息子さんも農業を頑張っているのです、問題無いと思われまますので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、次に萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○15番

萩野1番について、3月19日に確認しました。同一世帯の親子関係であり、再設定でもありますので、問題無いと考えます。宜しくお願いします。

○議長

それでは、次に八向地区1番について調査報告をお願いいたします。

○5番

八向地区1番について、3月21日に確認しました。この農地は△△さんの農地を○○さんが長年にわたり耕作していて、売買を希望したことから申請したとの事です。単価が非常に安くなっていますが、理由としましては、未整理田の上、排水が悪く、さらに深くぬかるむという事で、機械作業には少し厳しい田んぼのようでした。近年は転作田として活用しているようです。またほかの人にも売買の打診をしましたが、買い手はつかなかったそうです。以上の理由で双方合意の上での対価という事ですので、問題無いと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、八向地区2番について調査報告をお願いいたします。

○18番

八向2番について、△△さんの農地を□□さんが耕作していました。□□さんが怪我のために耕作できなくなったという事で、○○さんの方に依頼した結果、耕作してくれるという事で、このとおりに間違いございませんでしたので、宜しくお願いします。

○議長

次、3番について調査報告をお願いいたします。

○18番

八向地区3番。□□さんが怪我のために耕作できなくなったという事で、○○さんの方に、賃貸借を依頼した結果、快く受け入れてくれたという事で、このような申請に間違いございませんでしたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第32号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第32号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第33号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第33号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区1件ございます。ご提案申し上げます。

(議案書を基に、申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果についてを報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○9番

3月19日に確認しました。事務局説明のとおりであり、問題ありませんでしたので、よろしく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第33号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第33号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第34号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区2件、萩野地区1件でございます。ご提案申し上げます。

(議案書を基に、申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いいたします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○14番

議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄1番について、3月18日に両者に確認しました。場所の方は資料の18ページをご覧ください。この場所は昨年の11月に開発の担当者の方から連絡を受けて、確認しました。農地はそんなに荒れておらず、適切に管理されていまして。今回は駐車場と通路の為の申請です。またお寺の屋根の雪が落ちるという事で、第三者に渡ってしまうと雪の問題で難しくなるという事で、双方合意での申請です。問題無いと判断しました。以上です。

○議長

それでは、新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○9番

新庄地区2番について、3月19日に調査確認しました。事務局説明のとおりであり、間違いありませんでしたので、宜しく申し上げます。

○議長

それでは、次に萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○10番

3月21日に調査確認しました。この案件は平成30年度議案第98号で許可いただきました案件の続きになります。今回は17,289㎡内の4,238㎡という事で、問題無いと判断しましたので、宜しくお願いします。なお泉田川土地改良区にも掘削深の厳守と安全管理パトロールをお願いしました。以上です。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第34号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第34号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第35号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第35号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1件ございます。ご提案申し上げます。

(議案書を基に、申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いいたします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○9番

新庄地区1番について、3月19日に確認しました。事務局説明のとおりであり、問題

ありませんでしたので、宜しく申し上げます。

○議長

はい、ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第35号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第35号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第6、議案第36号農用地利用集積計画についてを上程いたします。ここで、五十嵐成生委員が関係委員となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、退席をお願いいたします。暫時休憩いたします。

<「五十嵐成生委員」退席>

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第36号農用地利用集積計画につきまして、新庄地区5件、萩野地区3件、八向地区2件の合計10件ございます。議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を基に計画内容を説明)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ご苦勞様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のありました賃借権設定6件、所有権移転4件について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

無いようですので、それではお諮りいたします。議案第36号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第36号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩いたします。

<「五十嵐成生委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第7、議案第37号農用地利用配分計画案に対する意見についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第37号農用地利用配分計画案に対する意見につきまして、八向地区1件ございます。議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を基に計画内容を説明)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

どうもご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のありました農用地利用配分計画案に対する意見について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

無いようですので、それではお諮りいたします。議案第37号農用地利用配分計画案に対する意見については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第37号農用地利用配分計画案に対する意見については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第8、議案第38号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについてを上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第38号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて、議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に指針の見直し内容を説明)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

どうもご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第38号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第38号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについては、原案のとおり可決決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

次に日程第9、報告第22号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第22号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区1件、萩野地区1件、合計2件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第22号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第22号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長

次に日程第10、報告第23号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第23号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、新庄地区2件、稲舟地区1件、萩野地区1件、八向地区2件の合計6件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第23号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第23号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、新庄市農業委員会第10回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和3年3月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 佐 藤 啓 右

議事録署名委員 星 川 吉 和